

(別紙1)

旧建設省建設経済局建設業課長から各都道府県建設業担当主管部局長あて通知
監理技術者資格者証運用マニュアル2(3)の内容

1. S P C から直接建設工事を請け負った建設業者にあつては、基本的には契約工期をもつて専任で配置すべき期間とするが、次のような場合にそれぞれ掲げる期間については、設置される技術者は、必ずしも専任を要しないが、いずれの場合も、その期間について手続き上明確になっている必要がある。

工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合、工事が完成し事務手続きのみが残っている場合、工事を一時中止している場合その他これらに類する場合にあつては、工事準備等の行為も含め工事現場が不稼動であることが明確である期間。

設備工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合にあつては、当該工場製作のみが稼動している期間。

2. 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とする。

(別紙2)

破壊して確認する場合

破壊して確認する場合とは、第一には、所要の中間確認を受けなかった場合で必要と認められる場合であり、中間確認項目等については資料1-1-3中間確認項目等一覧表の3に規定するとおり、事業者の意見を聞いたうえで国が決定することにより、確認する項目等はあらかじめ明確にされる。

第二には、契約書(案)第31条第3項第3号に該当する場合(工事監理者が記録・保存することを指示した場合)において所要の記録・保存がなされなかった場合で必要と認められる場合であり、記録・保存すべき内容は工事監理者の指示によりあらかじめ明確にされる。

第三には、契約書(案)同条同項の第1号に該当する場合(後日の目視による確認が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合)において当該部分の施工の記録・保存がなされなかった場合で必要と認められる場合である。これに言う「後日の目視による確認」については、国が自発的に行うことは予定しておらず、目視により確認する項目等については、前記第一の中間確認によることとしている。

これらの規定は、国土交通省が行う工事請負契約にならったものであり、これに加え、破壊して確認する場合を以上のとおり限定列挙し、より明確化したものである。なお、必要があると認められる場合とは、破壊する以外に経済的に合理的な方法がない場合をいい、例えばX線撮影によることができる場合は除かれる。

確認の結果、問題のなかった場合の確認及び復旧に直接要する費用

破壊して確認しなければならない原因は所要の中間確認を受けなかったこと又は所要の記録作成・保存を怠ったためであり、いずれも契約書(案)において前記のとおり限定列挙することにより義務付けている行為の不履行に起因するものであるため、原因者たる事業者が負担すべきものである。